



# リスク＆ガバナンス法務ニュースレター

## 中小受託取引適正化法(取適法)施行に向けて

November 2025

### In brief

2025年5月16日、下請代金支払遅延等防止法(以下「下請法」といいます。)の改正法として、「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律」(以下改正法による下請法の改正を「本改正」といいます。)が成立し、同月23日に公布されました。本改正により、下請法は、「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」(以下、「取適法」といいます。)に改められることとなりました。

また、同年10月1日、公正取引委員会は、従来の「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」を改定し、「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律の運用基準」(以下「新運用基準」といいます。)等を公表しました。

本改正等により、適用対象事業者・取引の拡大、新たな義務・禁止行為の追加、支払条件の規律の変更など様々な改訂が行われました。そのため、各社においては、これまで下請法の適用を受けていたか否かにかかわらず、自社が取適法の適用対象となる場合には、取適法及び新運用基準の施行日である2026年1月1日までに、取適法及び新運用基準に準拠した社内体制を整備することが重要となります。

本ニュースレターでは、本改正の目的等について説明した上で、取適法における主要な変更点について、新運用基準についても触れながら概説します。

### In detail

#### 1. 本改正の目的及び改正に係る主な出来事

我が国においては、1990年代以降、物価や賃金がほぼ横ばいで推移する「価格据置き型経済」が続いてきましたが、こうした「価格据置き型経済」の下では、経営資源の調達コストが上昇する中で商品やサービスの価格への転嫁が困難です。こうした状況の中、近年の急激な労務費等の上昇を受け、「物価上昇を上回る賃上げ」を実現するためには、事業者において賃上げの原資の確保が必要ですが、中小企業をはじめとする事業者が各自賃上げの原資を確保するためには、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」の実現を図っていくことが重要となります。本改正の主たる目的は、そのような価格転嫁を阻害し、受注者に負担を押しつける商慣習を一掃していくことで、取引を適正化し、価格転嫁をさらに進めていくことにあります<sup>1</sup>。

<sup>1</sup> 企業取引研究会「企業取引研究会 報告書」(2024年12月25日)(以下「企業取引研究会 報告書」といいます。)1-4頁  
([https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/2024/241225\\_1.pdf](https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/2024/241225_1.pdf))

また、こうした適正な取引環境の整備については、価格転嫁の問題のほかにも、荷主と運送事業者との間における契約にない荷役や荷待ちの問題、約束手形を用いることにより受注者に資金繰りの負担を求める商慣習の問題などがあります。本改正は、そのような問題に関して取引の適正化を図ることをも目的としています<sup>2</sup>。

本改正に係る主な出来事(所轄官庁等の取り組み等)及び取適法の施行日は下表の通りです。

2024 年	6 月-12 月	下請代金支払遅延等防止法を中心に検討することを目的として、関係有識者からなる「企業取引研究会」を開催
	12 月 25 日	「企業取引研究会 報告書」を公表
2025 年	3 月 11 日	「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律案」の閣議決定
	5 月 16 日	「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律」の成立
	7 月 16 日	「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律第四条の明示に関する規則」案等に対する意見募集を開始
	10 月 1 日	「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律第四条の明示に関する規則」等公表
2026 年	1 月 1 日	取適法施行

## 2. 取適法の適用対象

取適法では、当事者要件及び取引要件によって、取適法の適用対象となる取引を捕捉しているところ、本改正により、以下の通り、下請法よりも当事者要件及び取引要件が拡大されました。

### (1) 当事者要件の拡大(取適法第 2 条第 8 項、第 9 項)

下請法は、当事者要件として、取引主体の資本金基準により、適用対象事業者を選別していました。具体的には、委託事業者・中小受託事業者(下請法下での、親事業者・下請事業者をいいます。)の資本金が下表の A～D のいずれかの資本金基準を充足する場合に下請法が適用されました。

	委託事業者(法人)	中小受託事業者(法人又は個人)
資本金基準	製造委託／修理委託 A. 資本金 3 億円超 B. 資本金 1000 万円超 3 億円以下	製造委託／修理委託 A. 資本金 3 億円以下 B. 資本金 1000 万円以下
	情報成果物作成委託／役務提供委託 3 C. 資本金 5000 万円超 D. 資本金 1000 万円超 5000 万円以下	情報成果物作成委託／役務提供委託 C. 資本金 5000 万円以下 D. 資本金 1000 万円以下

資本金基準は適用対象を明確に把握できるという利点があったのに対し、会社法における資本金制度の柔軟化・減資手続の緩和や経済活動の変化により、事業規模の大きな事業者であるものの、少額の資本金で設立されているために下請法の親事業者に該当しない事例、減資をすることで下請法の親事業者の対象から外れる事例、取引先に増資を求めることにより下請法の適用を逃れる事例などが報告されるようになりました<sup>4</sup>。

かかる経緯から、取適法においては、資本金基準が充足されない場合の基準として、新たに常時使用する従業員の数によって適用対象当事者を捕捉する従業員基準が設けられました<sup>5</sup>。そのため、取適法の下では上記 A～D の資本金基準に加え、下表の E, F の従業員基準にも留意する必要があります。なお、常時使用する従業員とは、労働基準法第 9 条に規定する労働者のうち、日々雇い入れられる者(1か月を超えて引き続き使用される者を除く。)以外のものをいい、当該従業員の数は、当該事業者の賃金台帳の調製対象となる対象労働者の数によって算定されます<sup>6</sup>。

<sup>2</sup> 「企業取引研究会 報告書」1 頁

<sup>3</sup> 以下は、文字通り解釈すると情報成果物作成委託又は役務提供委託に該当するが、A 又は B の資本金基準が適用される。

- ・プログラムの作成(情報成果物作成委託)

- ・運送、物品の倉庫における保管及び情報処理(役務提供委託)

<sup>4</sup> 「企業取引研究会 報告書」17-18 頁

<sup>5</sup> 新運用基準第 2 の 2(3)

<sup>6</sup> 新運用基準第 2 の 2(2)

	委託事業者(法人)	中小受託事業者(法人又は個人)
従業員基準	製造委託／修理委託 E. 常時使用する従業員 300 人超	製造委託／修理委託 E. 常時使用する従業員 300 人以下
	情報成果物作成委託／役務提供委託 F. 常時使用する従業員 100 人超	情報成果物作成委託／役務提供委託 F. 常時使用する従業員 100 人以下

以上のように、取適法の施行に伴い、従業員基準が追加されるため、従来の資本金基準の下では下請法の適用を受けなかった事業者においても、従業員基準に基づき取引法の適用を受けないか確認とともに、定期的に取引先の従業員数を確認する体制を構築することが望ましいと考えられます。

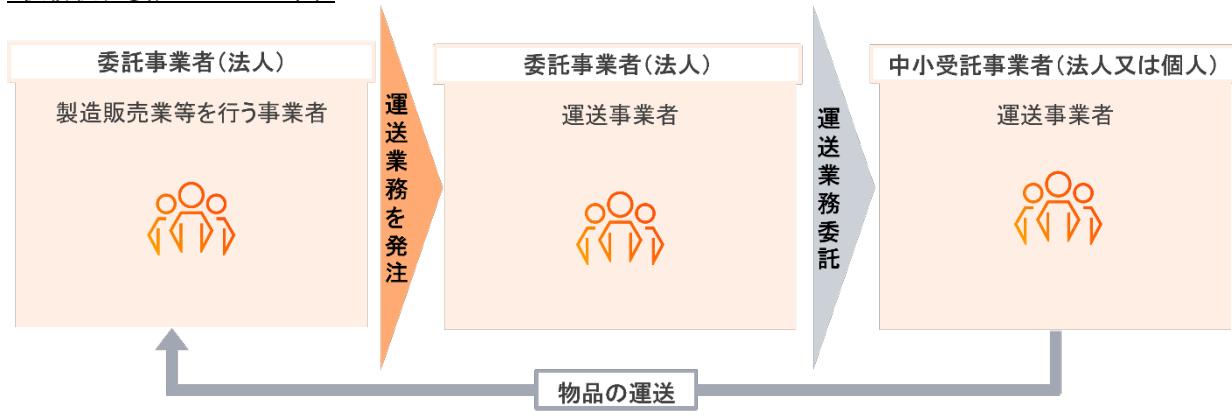
## (2) 取引要件の拡大(取適法第 2 条第 5 項)

下請法は、取引要件として、製造委託、修理委託、情報成果物作成委託、役務提供委託のいずれかの委託取引に該当する場合に適用対象取引として捕捉していたところ、上記取引類型のうち、「役務提供委託」については、委託側の事業者が自ら用いる役務(いわゆる自家使用役務)は対象とされていませんでした。そのため、製造販売業者が顧客に対して行う運送業務を運送事業者に委託することは、製造販売業者にとっての自家使用役務の委託に該当し、下請法の適用対象とはなりませんでした。しかし、近年、このような荷主と運送事業者との運送委託取引について、独占禁止法上の問題につながるおそれのある行為が多数みられる状況が指摘されていました<sup>7</sup>。

かかる経緯から、取適法においては新たな取引類型として特定運送委託が追加されました。もっとも、特定運送委託は、「事業者が業として行う販売、業として請け負う製造若しくは業として請け負う修理の目的物たる物品又は業として請け負う作成の目的たる情報成果物が記載され、記録され、若しくは化体された物品の当該販売、製造、修理又は作成における取引の相手方…に対する運送の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること」(取適法第 2 条第 5 項)を対象としており、例えば、自社工場 A から自社工場 B への物品の運送を自社で実施しているメーカーが、当該運送作業の一部を運送事業者に委託することなどは適用対象外となるため留意が必要です。

以上のように、取適法の施行に伴い、取引要件として新たに特定運送委託が追加されるため、運送事業者との取引がある事業者においては、自社の取引が特定運送委託に該当しないか確認・検討することが望ましいと考えられます。

(役務提供委託のイメージ図)



<sup>7</sup> 「企業取引研究会報告書」13-14 頁

## (特定運送委託のイメージ図)



### 3. 協議を適切に行わない代金額決定の禁止(取適法第5条第2項第4号)

上記1に述べた「価格据置き型経済」が続く中、近年、事業者からは、原材料価格や人件費が高騰しているにもかかわらず、取引先との価格交渉において、価格への反映を拒否される、また、そもそも価格交渉自体が行われず価格が据え置かれるケースがあることが報告されていました<sup>8</sup>。この点、下請法では、親事業者の買いたたき規制を設けており(下請法第4条第1項第5号)、通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額を不当に定めることが禁止されています。しかし、買いたたき規制は、典型的には下請代金の引き下げを想定した規制であるため、近年問題となっているコスト上昇に見合わない価格据え置き等の行為は、買いたたき規制の要件には合致にくいとの指摘がなされていました<sup>9</sup>。かかる状況を踏まえて、本改正においては、下請代金の価格交渉が確保されるような取引環境を整備する観点から、従来の買いたたき規制とは別途、代金決定に係るプロセスに着目した規定として、協議を適切に行わずに代金額を決定することが禁止する規定(取適法第5条第2項第4号)が設けられました。

本改正で新設された、協議を適切に行わない代金額決定の禁止(取適法第5条第2項第4号)によって禁止されている行為は、具体的には、(1)「中小受託事業者の給付に関する費用の変動その他の事情が生じた場合において」、(2)「中小受託事業者が製造委託等代金の額に関する協議を求めたにもかかわらず」、(3)-①「当該協議に応じず」、又は、(3)-②「当該協議において中小受託事業者の求めた事項について必要な説明若しくは情報の提供をせず」、(4)「一方的に製造委託等代金の額を決定すること」です<sup>10</sup>。各要件に関し、新運用基準等を参考に、以下概説いたします。

(1) 「中小受託事業者の給付に関する費用の変動その他の事情が生じた場合において」:「中小受託事業者の給付に関する費用の変動その他の事情が生じた場合において」とは、中小受託事業者の給付に関し代金の額に影響を及ぼし得る事情がある場合をいいます。具体的には以下ののような事情はこれに該当するとされています<sup>11</sup>。

- ・ 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等の高騰による中小受託事業者の給付に要する費用の変動
- ・ 従来の納期の短縮、納入頻度の増加や発注数量の減少等による取引条件の変更

<sup>8</sup> 「企業取引研究会報告書」9-10頁

<sup>9</sup> 「企業取引研究会報告書」9頁。運用上の工夫として、コストが著しく上昇していることが把握できる状況において下請代金の額を据え置くことは買いたたき規制の要件に該当するものとして扱われています(新運用基準第4の5(2)エ)。

<sup>10</sup> これらの取適法第5条第2項第4号に定める要件の他、取適法第5条第2項柱書に定める中小受託事業者の利益を不当に害することも要件となります。

<sup>11</sup> 新運用基準第4の9(2)

- ・ 需給状況の変化
- ・ 委託事業者から従前の代金の引下げを求められた場合

(2) 「中小受託事業者が製造委託等代金の額に関する協議を求めたにもかかわらず」:「協議を求めた」とは、書面か口頭かを問わず、明示的に協議を求める場合のほか、協議を希望する意図が客観的に認められる場合を含むとされています<sup>12</sup>。そのため、委託事業者としては、明示的に協議を要求されていない場合であっても協議義務が生じる場合がある点に留意することが望ましいといえます。

(3)-①「当該協議に応じず」:「当該協議に応じず」とは中小受託事業者からの協議の求めを明示的に拒む場合のほか、例えば、協議の求めを黙殺したり、協議の実施を繰り返し先延ばしにしたりして、協議の実施を困難にさせる場合をいいます<sup>13</sup>。

(3)-②「当該協議において中小受託事業者の求めた事項について必要な説明若しくは情報の提供をせず」:「必要な説明若しくは情報の提供」をしていない場合とは、中小受託事業者が求めた特定の事項について、その自由な意思により代金の額を決定するために必要な説明又は根拠となる情報の提供をしない場合を指すものとされています。また、委託事業者が必要な説明及び情報の提供をしたか否かは、中小受託事業者の給付に関する事情の内容、中小受託事業者が求めた事項、これに対し委託事業者が提示した内容及びその合理性、中小受託事業者との間の協議経過等を勘案して総合的に判断されます<sup>14</sup>。また、この協議経過については、当事者間の認識に齟齬が生じないように、書面・電子メール等の記録を作成・保存しておくことが推奨されているため<sup>15</sup>、従来より、価格交渉を口頭で行う慣習が存在する場合、意識的に議事録を作成し、都度当事者間で協議内容を書面で確認する、電子メールを活用したコミュニケーションを取り入れる等の対応が考えられます。

なお、委託事業者により説明が尽くされているのに中小受託事業者から同じ質問が反復される等の場合には、これに応じなくても必要な説明若しくは情報の提供をしていないものとしては扱われないとされています<sup>16</sup>。他方で、委託事業者が、複数の中小受託事業者向けに、委託事業者のホームページ等で報酬体系に関する説明や情報提供を行っている場合であっても、委託事業者が中小受託事業者からの質問に何らの応答もしないことは認められない旨の見解が出されています<sup>17</sup>。そのため、委託事業者は、安易に説明や情報提供が不要であると判断せず、個別の事案に応じて、中小受託事業者への回答の要否・内容を慎重に検討することが望ましいと考えられます。

(4) 「一方的に製造委託等代金の額を決定すること」:「一方的に製造委託等代金の額を決定すること」とは、中小受託事業者の自由な意思による価格交渉を経ずに代金の額を設定することをいい、協議に応じず又は必要な説明若しくは情報の提供を行わずに、代金の額が定められた場合が該当するとされています<sup>18</sup>。また、委託事業者からの説明等が不十分な場合だけではなく、委託事業者が、代金の引き上げを求める中小受託事業者に対し、合理的な範囲を超えて詳細な情報の提示を要請し、当該情報の提示を協議に応じる条件とすることも、協議を適切に行わない代金額決定の禁止に抵触するものとされています<sup>19</sup>。

このように、委託事業者の禁止行為に、協議を適切に行わない代金額決定が追加されたため、委託事業者は禁止行為の内容を正確に理解し、中小受託事業者と価格協議を行う各事業部門向けの対応マニュアルを策定する、従業員への周知・研修を行う等の対応が必要になると思われます。なお、2023年11月29日に公正取引委

<sup>12</sup> 新運用基準第4の9(3)。なお、協議を希望する意図が客観的に認められる場合の例として、中小受託事業者が従来の単価を引き上げて計算した見積書等を提示した場合等が挙げられます(公正取引委員会「意見の概要及びそれに対する考え方」(2025年10月1日)(以下「意見の概要及びそれに対する考え方」といいます。)No.186  
([https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/oct/251001\\_toriteki2.pdf](https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/oct/251001_toriteki2.pdf))

<sup>13</sup> 新運用基準第4の9(3)

<sup>14</sup> 新運用基準第4の9(4)

<sup>15</sup> 「意見の概要及びそれに対する考え方」No.189

<sup>16</sup> 新運用基準第4の9(4)

<sup>17</sup> 「意見の概要及びそれに対する考え方」No.222

<sup>18</sup> 新運用基準第4の9(5)

<sup>19</sup> 新運用基準第4の9(7)イ。この点、委託事業者は、どのような資料であれば、中小受託事業者が負担なく提出できるのか、中小受託事業者と丁寧にコミュニケーションを取りながら協議することが推奨されています(「意見の概要及びそれに対する考え方」No.192)。

員会から、発注者及び受注者それぞれが採るべき行動及び求められる行動を12の行動指針として取りまとめた「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」(以下「労務費転嫁指針」といいます。)が公表されており、労務費転嫁指針に記載の行動全てを適切に採っている場合には、通常は、独占禁止法及び取過法違反の問題は生じないと整理されているため<sup>20</sup>、委託事業者は労務費転嫁指針の内容にも配慮して価格交渉に対応することが望ましいと思われます。

#### 4. 手形等による代金払いの禁止(取過法第5条第1項第2号)

現在でも、一定程度の下請取引の代金の支払には手形が用いられているところ、手形で支払が行われると下請事業者は手形サイトに相当する期間は現金を受領できないため、下請事業者が資金繰りの負担を強いられることが指摘されていました。また、支払期日前に手形の割引を行う場合の割引料は下請事業者が負担することが通例であり、これらの理由から下請事業者からは手形による代金支払について消極的な意見が示されていました<sup>21</sup>。そのため、上記意見を踏まえ、本改正によって、(1)「手形を交付すること」及び(2)「金銭及び手形以外の支払手段であって当該製造委託等代金の支払期日までに当該製造委託等代金の額に相当する額の金銭と引き換えることが困難であるものを使用すること」は、支払遅延として禁止されるに至りました(取過法第5条第1項第2号)。

なお、(2)「金銭及び手形以外の支払手段であって当該製造委託等代金の支払期日までに当該製造委託等代金の額に相当する額の金銭と引き換えることが困難であるものを使用すること」とは、金銭による支払と同等の経済的効果が生じるとはいえない支払手段を指すものとされ、例えば下記のものはこれに該当します。また、委託事業者が支払期日における割引料等を負担する場合であっても、支払期日に金銭を受領するために、中小受託事業者が割引を受ける等の行為を要するときも「金銭及び手形以外の支払手段であって当該製造委託等代金の支払期日までに当該製造委託等代金の額に相当する額の金銭と引き換えることが困難であるものを使用すること」に該当する<sup>22</sup>点には留意が必要です。

- ・ 一括決済方式又は電子記録債権の満期日・決済日等が代金の支払期日より後に到来する場合において、中小受託事業者が代金の支払期日に金銭を受領するために、当該支払手段を担保に融資を受けて利息を支払ったり、割引を受けたりする必要があるもの
- ・ 一括決済方式又は電子記録債権を使用する場合に、中小受託事業者が当該支払手段の決済に伴い生じる受取手数料等を負担する必要があるもの

このように、本改正によって、手形及び一定の電子記録債権等による代金支払が禁止されたため、これらの支払手段を用いている委託事業者においては、既存及び新規の契約ひな形並びに支払実務の見直しを行うことが考えられます。またこれまで手形等による支払によって資金繰りを調整していた委託事業者にあっては、支払実務の変更に伴い資金繰りを見直す必要が生じる可能性があります。

#### 5. 代金減額が行われた場合における遅延利息の支払(取過法第6条第2項)

下請法においては、下請代金の支払遅延の場合に限り、遅延利息の支払を義務付けていたところ(下請法第4条の2)、本改正によって、支払遅延に加えて、代金が減額された場合にも遅延利息の支払が義務付けられることになりました(取過法第6条第2項)。

なお、新運用基準において、これまで、書面による合意がなされれば代金減額に該当しないものとして許容されていた、口座振込手数料を中小受託事業者に負担させ代金から控除するという行為が、合意の有無にかかわらず、代金減額(取過法第5条第1項第3号)に該当するものとして扱われることになったため<sup>23</sup>、委託事業者は予期せず遅延利息の支払義務を負うといった事態が生じないよう、新運用基準の改正点にも留意することが望ましいと思われます。

#### 6. 電磁的方法による必要的記載事項の明示(取過法第4条)

下請法においては、下請事業者の事前の同意を得た場合に限り、電磁的方法により給付の内容等所定の内容を明示することが許容されていたところ(下請法第3条第2項)、本改正によって、中小受託事業者の事前の同意の有無にかかわらず、電磁的方法によって所定の事項を明示することが可能になりました(取過法第4条第1項)。

<sup>20</sup> 「意見の概要及びそれに対する考え方」No.210

<sup>21</sup> 「企業取引研究会報告書」12頁

<sup>22</sup> 新運用基準第4の2(5)

<sup>23</sup> 新運用基準第4の3(1)カ

但し、中小受託事業者から書面の交付を求められた場合、原則として、遅滞なく、書面を交付する必要があります（取適法第4条第2項本文）。

## 7. 違反行為是正後の勧告(取適法第10条第2項)

下請法において、条文上、勧告は、下請法の受領拒否、支払遅延及び報復措置が継続していることが前提とされていました（下請法第7条第1項）。しかし、本改正によって、取適法第5条に違反する行為をした事実があれば、当該行為が既に無くなっている場合であっても勧告が可能である旨が明記されました（取適法第10条第2項）。

### The takeaway

上記の通り、本改正は、適用対象取引が拡大された他、従業員基準が導入される等これまで下請法の適用対象ではなかった事業者にも影響を及ぼす重要な改正といえます。また、本改正によって、委託事業者の禁止行為や義務が追加されたため、委託事業者は、専門家の助言を得ながら、取適法の内容及び新運用基準その他の本改正に関する公正取引委員会の見解等を正確に理解し、迫る施行日までに、順次対応していく必要があるものと考えられます。

Let's talk

パートナー

弁護士

茂木 諭

[satoshi.mogi@pwc.com](mailto:satoshi.mogi@pwc.com)

パートナー

弁護士

岩崎 康幸

[yasuyuki.iwasaki@pwc.com](mailto:yasuyuki.iwasaki@pwc.com)

パートナー

弁護士

小林 裕輔

[yusuke.y.kobayashi@pwc.com](mailto:yusuke.y.kobayashi@pwc.com)

パートナー

弁護士

日比 慎

[makoto.hibi@pwc.com](mailto:makoto.hibi@pwc.com)

ディレクター

弁護士

水田 直希

[naoki.mizuta@pwc.com](mailto:naoki.mizuta@pwc.com)

弁護士・カリフォルニア州弁護士

井手 瑠美

弁護士

蓮輪 真紀子

弁護士

望月 賢

弁護士

池田 侑希

弁護士

湯澤 夏海

本書は法的助言を目的とするものではなく、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。個別の案件について各案件の状況に応じて弁護士・税理士の助言を求めて頂く必要があります。また、本書における意見に亘る部分は筆者らの個人的見解であり、当弁護士法人の見解ではありません。

© 2025 PwC Legal Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.